

救急医療情報キット 届いていますか?

市社会福祉協議会では、市との協働により、町内会の協力のもと、救急医療情報キットの配布を始めています。

このキットは、オレンジのふたがついたボトルに、血液型やかかりつけの病院、緊急連絡先などの情報を書いた紙を入れ、冷蔵庫で保管することで、万が一の場合に救急隊にその情報を伝えるためのものです。



戦没者等の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第9回)の請求期間が成24年4月2日までです。まだ

●福祉総務課 fsoumu@city-ishikari.hokkaido.jp

●国民健康保険課 kokuhō@city-ishikari.hokkaido.jp

請求していない遺族の方は早めに手続きをお願いします。

【戦没者等の父母、祖父母の方へ】

次の要件を満たす戦没者等の父母、祖父母の方に特別給付金が継続支給されます。

対象 第19回特別給付金国庫債券「ち号」を受けられた方で、次にいずれにも該当する方

①8月1日現在、公務扶助料、遺族年金等を受ける権利、または受けられる資格を有すること

②本年7月31日までの間に自然血族である子も孫もいないこと

請求期間 8月2日(月)～平成25年7月31日

請求・問合せ 福祉総務課

☎ 72・3127

戦没者遺児による
慰靈友好親善事業

(財)日本遺族会

（財）日本遺族会では、戦没者の遺児の方を対象に、父親の戦没地などを訪れ慰靈追悼を行うとともに、同地域の方と友好親善を深める事業を実施しており、参加者を募集しています。

【未申告の方に案内状を送付】

国民健康保険

費用 8万円
場所 旧満州など14地域
問合せ (財)日本遺族会事業課

加入の方など、まだお手元に届いていない場合はご連絡ください。
問い合わせ 市社会福祉協議会
☎ 72・8184 FAX 74・2008

加入の方など、まだお手元に届いていない場合はご連絡ください。
問い合わせ 市社会福祉協議会
☎ 72・8184 FAX 74・2008

ご存じですか？国民年金基金
保険・年金

自営業の方など国民年金の第1号被保険者で保険料を納めている60歳未満の方(農業者年金加入者を除く)が加入できる、老後に受け取る老齢基礎年金を補うための上乗せ年金として創設された公的な年金制度です。

【こんなメリットがあります】

①掛け金は全額社会保険料控除となります。税金が軽減されます。

②加入したときの掛け金や受け取る年金額は変わりませんので、ご自分に合わせた年金設計ができます。

③保証付きに加入した方が保証期間内に亡くなられた場合、遺族に一時金が支給されます。

問合せ 北海道国民年金基金
☎ 0120・65・4192

入に基づいて算定します。そのため加入者は収入の有無にかかわらず申告が必要です。

日時 8月23日(月)～27日(金)
17時

受付場所・問合せ 国民健康保

後期高齢者医療制度

世帯全員が住民税非課税の方は、認定証の提示で窓口負担額が減額になります

75歳以上の方、または一定の障がいのある65歳以上の方で、世帯全員が住民税非課税(市民税・道民税が課税さ

れていない世帯)の場合、申請により「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。この認定証を医療機関へ提示すると、窓口負担額が減額されます。※認定証は申請された月の初日から有効です

1ヶ月の自己負担限度額

所得区分	負担割合	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	入院時の食事代(1食当たり)
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円※1	260円
一般	1割	12,000円	44,400円	260円
非課税世帯	区分II	1割	8,000円	210円(90日までの入院) 160円(過去1年間に91日以上の入院※2)
	区分I	1割	8,000円	15,000円 100円

※1 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。また過去12カ月に4回以上高額医療費の該当があった場合、4回目以降は44,400円になります

※2 後期高齢者医療制度で区分IIの認定を受けてからに限ります

申請に必要なもの

- ◇後期高齢者医療被保険者証
- ◇印鑑
- ◇区分IIの認定をすでに受けている方で、過去1年間に91日以上入院している場合は、その期間が分かる領収書

申請・問合せ

国民健康保険課 ☎ 72-3125
✉ kokuhō@city-ishikari.hokkaido.jp
厚田支所市民生活課 ☎ 78-2886
浜益支所市民生活課 ☎ 79-2112

